

大和市公告第13号

大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年大和市条例第40号）第2条の規定により、地区計画等の案を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の案については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

令和5年2月6日

大和市長 大 木 哲

1 地区計画等の種類

大和都市計画地区計画

2 地区計画等の名称

中央森林東側地区地区計画

3 地区計画等の位置及び区域

大和市深見西三丁目から八丁目まで

4 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり推進課

5 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して2週間（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。